

## おわりに

最近偶々目にしたマザーテレサの格言に *If you feel reluctant to work, stop thinking “for what”, but remember “for whom” you are working* (仕事に意欲を失ったら、「何のために」と考えるのをやめ、「誰のために」しているかを思い出しなさい。) というのがありました。そういえば、もう10年以上前のことですが、米国のロースクールの入学式で、学長が、リンカーンの肖像画を手に、誰もが糾弾した被差別階級の被告人の弁護を引受け、詳細な月歴調査をもって目撃証言を弾劾し、無罪を獲得した彼を、「大統領になるためでも、ノーベル平和賞のためでもない。ただ、目の前にいる1人のクライアントのために、弁護活動を尽くした。」と評していたことを思い出します。

日本法上、国際的非難にもかかわらず、国選弁護人の不適切弁護は上訴理由になっていません。それは、見方を変えれば、我々国選弁護人が、被疑者・被告人の人権、ひいては適正手続の保障を守るという大きな役割を、社会から付託されているものといえるように思います。そして、我々国選弁護人は、その付託に応え得る高い倫理観と資質を持っていなければならないはずです。

しかしながら、昨今、刑事訴訟法38条の3第1項4号(弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき)による解任等、国選弁護事件における不適切弁護が散見され、刑事弁護委員会国選部会はその対策に苦慮しております。

ここ数年で、情報通信の発達及びグローバル化により人々の権利意識が飛躍的に成長しているのみならず、刑事手続においては、裁判員裁判の導入及び被疑者国選弁護の拡大により、証拠の偏在の解消及び取調べの可視化が進み、尋問技術や起訴前弁護活動の重要性が再認識され、また、社会福祉の観点から入口・出口支援の必要性が強く認識される等、国選弁護人は、より広く深い知識及び能力、並びに労を惜しまず様々な弁護活動に臨む高い倫理観が求められています。かかる観点から、刑事弁護委員会及び各部会では、会員の先生方のお役に立てるよう、本書他手引き及びマニュアルの発行、並びに各種研修を実施しております。国選弁護人に選任された会員の先生方におかれましては、その担う役割を常に意識して最良の弁護活動に臨んで頂けますよう、本書や研修を、一助としてご利用頂ければ幸甚です。

平成26年10月

第一東京弁護士会刑事弁護委員会

副委員長 西 美友加